



神里達博  
かみさと たつひろ

1967年生まれ。千葉大学大学院教授。本社客員論説委員。専門は科学史、科学技術社会論。著書に「リスクの正体」など

## マイナンバーカードの認証用番号

# 規制なき民間利用 いいのか

まず一般に、識別番号のみでは認証は難しい。例えば、市役所の窓口で自分のマイナンバー個人番号を示すだけでは、本人確認にはならないだろう。個人番号は基本的に表示されるものだが、他人がそれを知ってしまうと、可能性はあるからだ。そのためマイナンバーカードはIDカードとして使つよう設計されている。表面には、氏名、住所、生年月日、性別、有効期間と顔写真が表示されている。裏面にはマイナーバーが印字されており、またICチップが埋め込まれていて、氏名や顔写真などの記載事項がデジタルデータとしても記録されている。

これに加え、このチップには、さう二つの電子証明書が搭載されており、暗号技術で本人確認ができる。顔認証もすでに使われている。技術自体は、非常に信頼性の高い認証システムであると言えよう。ただ、「写真付きのIDなら運転免許証で十分では」と思うのが普通の感覚だ。【落とした大変なこと】になる「運転免許証だけでは、あらに別のたいそうなIDカードを持たされると聞けば、たいていの人は躊躇して感じるだわ】。普及が進まないのも当然だと願つ。

それにして、政府はなぜ、マイナンバーカードの普及に躍起なのか。先述述べた通り、すでに政府による国民の「識別」は完成している。その上でカードが普及すれば、個人の「認証」を組み合わせることで、行政の窓口業務がさらに簡略化されることは確かだ。先日話題になつた健康保険証に加え、当面は併存したが、運転免許証もマイナンバーカードと一体化させる方向だ。また、民間での利用拡大も推奨している。うか。この仕組みを詳細に見ていくと、むしろ、おまかまな問題の存在が浮かび上がつてくるのだ。まあ、マイナンバー 자체には、い

が、読者からの反響も大きかったので、引き続きこの問題を考えてみたい。今用はマイナンバーカードを中心検討することにする。

まずは、「マイナンバー制度を扱つたが、読み書きの問題を考えてみたい。今用はマイナンバーカードを中心検討することにする。

前者は、先述述べた通りマイナンバー 자체の役割であり、国民一人一人に重複のない番号を一意的に割り付けることで実現している。また後者は、個人が自分か誰であるかを証明する仕組みのことである。従来、認証は「アラロクな」エロカーデを使ってのが普通であった。日本で最も普及している本人確認は、運転免許証によるものだ。

また一般に、識別番号のみでは認証は難しい。例えば、市役所の窓口で自分のマイナンバー個人番号を示すだけでは、本人確認にはならないだろう。個人番号は基本的に表示されるものだが、他人がそれを知つてしまつてなります可能性はあるからだ。そのためマイナンバーカードはIDカードとして使つよう設計されている。表面には、氏名、住所、生年月日、性別、有効期間と顔写真が表示されている。裏面にはマイナーバーが印字されており、またICチップが埋め込まれていて、氏名や顔写真などの記載事項がデジタルデータとしても記録されている。

これに加え、このチップには、さう二つの電子証明書が搭載されており、暗号技術で本人確認ができる。顔認証もすでに使われている。技術自体は、非常に信頼性の高い認証システムであると言えよう。ただ、「写真付きのIDなら運転免許証で十分では」と思うのが普通の感覚だ。【落とした大変なこと】になる「運転免許証だけでは、あらに別のたいそうなIDカードを持たされると聞けば、たいていの人は躊躇して感じるだわ】。普及が進まないのも当然だと願つ。

それにして、政府はなぜ、マイナンバーカードの普及に躍起なのか。

先述述べた通り、すでに政府によ

る国民の「識別」は完成している。

その上でカードが普及すれば、個人

の「認証」を組み合わせることで、

行政の窓口業務がさらに簡略化され

るのは確かだ。先日話題になつた健

康保険証に加え、当面は併存した

が、運転免許証もマイナンバーカー

ドと一体化させる方向だ。また、民

間での利用拡大も推奨している。

うか。この仕組みを詳細に見ていく

と、むしろ、おまかまな問題の存在

が浮かび上がつてくるのだ。まあ、

マイナンバー 자체には、い

わゆる「新専法」による個人番号の利用規制があり、プライバシーの侵害に対する一定の歴止めがかかる。ただ先ほど触れた、同じカードに搭載されている個人を認証する仕組みでは、「発行番号」というものが別途使われている。実は、この番号にもマイナンバーと同じ個人識別能力があるのだが、番号法とは別の法律に基づいており、利用規制は特段かかっていないのだ。

ところが政府は、この発行番号を顧客データと紐付けて使つようと民間業者に推奨している。これでない限り、個人データが勝手に蓄積されてしまうのは止められない。

わゆる「新専法」による個人番号の利用規制があり、プライバシーの侵

害に対する一定の歴止めがかかる。

ただ先ほど触れた、同じカード

に搭載されている個人を認証する

仕組みでは、「発行番号」というもの

が別途使われている。実は、この

番号にもマイナンバーと同じ個人

識別能力があるのだが、番号法とは

別の法律に基づいており、利用規制

は特段かかっていないのだ。

ただ先ほど触れた、同じカード

に搭載されている個人を認証する

仕組みでは、「発行番号」というもの

が別途使われている。実は、この

番号にもマイナンバーと同じ個人

識別能力があるのだが、番号法とは